

# 武蔵野市特別支援教育推進計画

( 中間まとめ )

平成20年12月

武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会

# 武蔵野市特別支援教育推進計画（中間まとめ）

パブリックコメントの主旨

## 《目 次》

I	計画策定に当たって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	特別支援教育の現状	2
1	国、東京都の取組では	2
2	本市の特別支援教育の現状と課題	2
III	今後の取組	9
1	本市の理念	9
2	本市の基本的な考え方	9
3	具体的な取組	10
(1)	一人一人の幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実	10
(2)	理解促進への取組の充実	12
(3)	新たな連携体制の整備	13
(4)	特別支援教育推進のための基盤整備	14
	* 武蔵野市特別支援教育推進計画の体系	
	〈資料〉	
	・ 小・中学校における特別支援教育に関する支援施策(案)	15
	・ 保健・医療・福祉と教育の連携(幼小の連携)のイメージ	16
	・ 武蔵野市における特別支援教育推進体制について(案)	17
IV	策定の経緯	18
V	策定委員会名簿	19

## パブリックコメントの主旨

---

---

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、平成19年4月から、改正学校教育法が施行されました。本市では支援を必要とする児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう、さまざまな取組を行っています。教育委員会では、教育支援センターの学校派遣相談、専門家スタッフの派遣などを始め、学校を積極的に支援しています。市立小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催し、支援を必要とする児童・生徒の情報を共有し、組織的な支援体制を整え、関係機関との連携を図っています。さらに、学齢期だけの支援ではなく、子どものライフステージの変化に対応する支援の連続性を維持、強化するため、関係機関の連携が必要となっています。

市では、こうした取組を受けて特別支援教育のさらなる推進を図るために、体系的で継続性のある計画を策定することを目指し、武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会を設置し、検討を進めているところです。

そして、このたび、武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会では『武蔵野市特別支援教育推進計画 中間まとめ』を作成する運びとなりましたので、この報告について、市民の皆様から幅広くご意見をいただくこととしました。今後、いただいたご意見を策定委員会で協議し、さらに内容を深めて、最終案につなげていきます。

### ◆ ご意見の提出方法

○電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付はいたしません。

○ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえ提出をお願いいたします。

### ◆ 募集期間

平成20年12月15日（月）～平成21年1月13日（火）まで（必着）

※ 提出いただいたご意見は、氏名、住所、連絡先を除き、原則公開とさせていただきます。

#### 【あて先（問い合わせ先）】

武蔵野市教育委員会 教育部 教育支援課 特別支援教育担当

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1908（直通） F A X：0422-51-9264（直通）

e-mail：sec-kyouikusien@city.musashino.lg.jp



# I 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景

- わが国では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会へ移行しつつあります。社会のノーマライゼーションの進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化、生徒の進学等進路選択の変化、保護者の多様なニーズ等、特別支援教育を取り巻く状況の変化に伴い、障害のある子どもも障害のない子どもも共に育ち合い共に生きる社会を目指し、具体的に取り組むことが求められています。
- 障害のある子どもの教育については、障害の種類や程度に応じた特別な場で行う「特殊教育」から、特別支援教育への転換を図るという基本的な方向が示されました。特別支援教育は、障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、もてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導を行うものとしています。
- 改正学校教育法の施行（平成 19 年 4 月）により、特別支援教育の対象として、従来までの障害区分に新たに学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等発達障害が加えられました。
- これらを受けて本市においても、特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする計画の策定とその確かな実施が求められています。

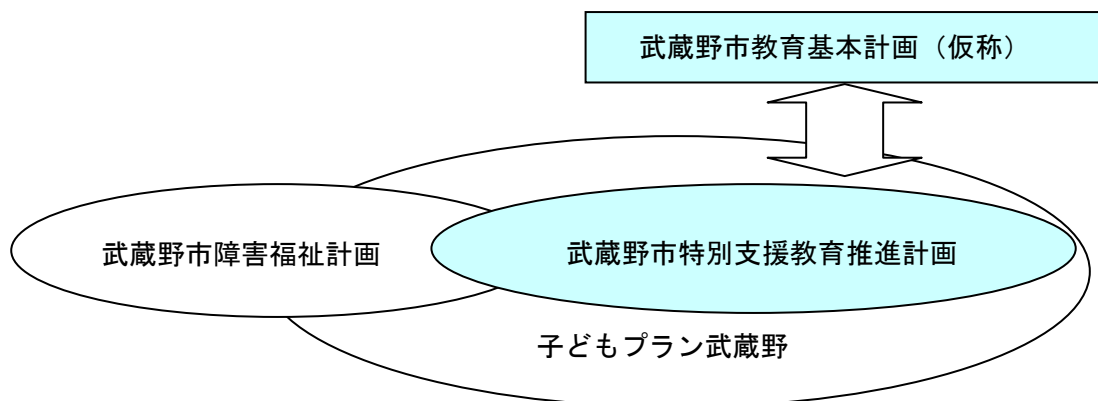
## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、第四期長期計画・調整計画に基づき、今後、策定予定の「武蔵野市教育基本計画（仮称）」の個別計画として、本市の特別支援教育を推進するための施策の方向性を示したものです。事業展開にあたり改定が検討されている「子どもプラン武蔵野」「武蔵野市障害福祉計画」とも連携して実施していきます。

## 3 計画の期間

- 本計画は、第一次計画として平成 21 年～25 年（5 ヶ年）を計画期間として策定します。今後は、教育委員会の基本方針と事業計画に反映するとともに、「武蔵野市教育基本計画（仮称）」と一体的に進めていきます。

〔武蔵野市特別支援教育推進計画の位置づけ〕



## II 特別支援教育の現状

### 1 国、東京都の取組では

国においては、平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、同年 12 月には中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」が答申されました。そこには、特別支援教育推進に向けた学校制度等の在り方についての見直しが明示されました。続いて、学校教育法等が一部改正（平成 19 年 4 月施行）され、平成 19 年 4 月から特別支援教育が全国的に実施されることになりました。さらに、平成 20 年 3 月、小学校及び中学校の学習指導要領が告示され、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項の一つとして「個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が明示されました。

東京都においても、平成 16 年 11 月、今後 10 年間の東京都における特別支援教育の方向性を示した「東京都特別支援教育推進計画（第一次）」が策定され、第一次計画を受けた平成 19 年 11 月の「東京都特別支援教育推進計画（第二次）」では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においても、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うための施策が盛り込まれました。また、その後の平成 20 年 5 月の「東京都教育ビジョン（第 2 次）」の重要施策 14「特別支援教育の充実」では、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒が乳幼児期から学校卒業までの学校間等における引き継ぎを円滑に行うための支援を推進することや、特別支援学校と教育委員会及び小・中学校等の連携体制を確立することが示されました。

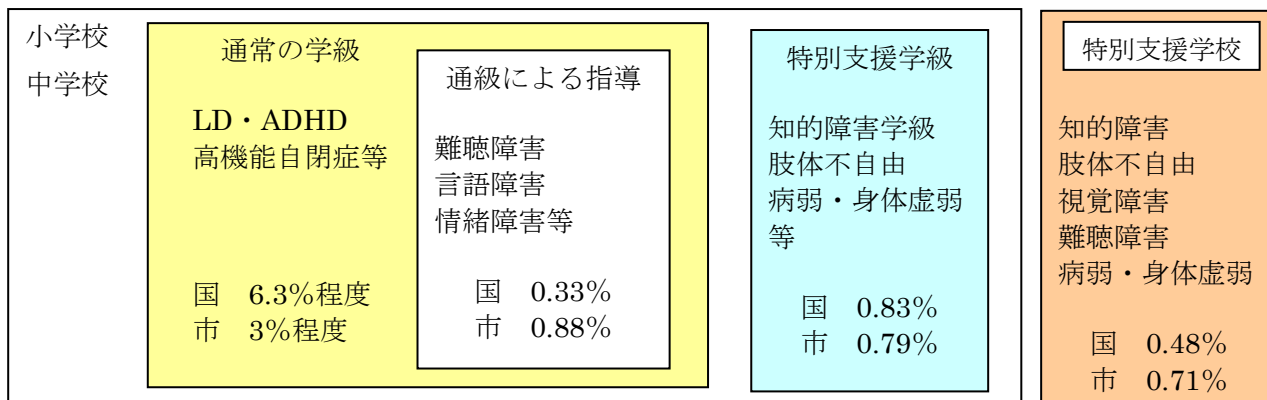
### 2 本市の特別支援教育の現状と課題

\*<○は現状、◆は課題を示しています。>

#### (1) 特別支援教育の対象児童・生徒数

- 平成 14 年度に実施した国の特別支援教育に関する児童・生徒実態把握調査では、特別支援学校や特別支援学級に通学している児童・生徒数は 1.64%、通常の学級に在籍する個別の教育支援を要する発達障害等の児童・生徒数を 6.3%と推計しています。
- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に通学する児童・生徒数は 2.38%、通常の学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒は約 3%程度となっています（平成 19 年度）。
- ◆ 特別支援学級には、従来の知的障害や身体障害等に加え LD や ADHD などを含む様々な障害のある児童・生徒が通学し、通常の学級においてもその傾向が現れています。特別支援学級及び通常の学級における教員の専門性や学校全体の組織的な取り組みが求められています。

〔特別支援教育の対象の概念図〕 \*国数値：平成 14 年度調査、市数値：平成 19 年度調査



## (2) 通常の学級における取組

### ① 校内委員会

- 本市では市立小・中学校に校内委員会を設置しており、「専門家スタッフ」や「派遣相談員」との連携を図り、校内研修会を開催し、児童・生徒の実態把握を踏まえた個別指導計画の作成、教職員やPTAなど保護者の理解啓発の促進など校内体制の確立に取り組んでいます。
- ◆ 各学校では、特別支援教育を充実・推進するために、管理職のリーダーシップの一層の発揮により、校内委員会の定期開催や専門家スタッフ等支援人材との連携など計画的・組織的な運営が求められています。

### ② 特別支援教育コーディネーター

- 本市では小・中学校 18 校中 16 校が、特別支援教育コーディネーターを複数指名しています。特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の運営、専門家スタッフや派遣相談員との連絡調整、個別指導計画作成等における学級担任への相談支援、保護者等からの相談窓口などの幅広い役割を担っています。
- 特別支援教育コーディネーターの情報交換や実践的な研修を通し、各学校における特別支援教育の推進を図るために「特別支援教育コーディネーター連絡会」を年 5 回開催しています。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターは学級担任との兼務により活動時間がとりにくくなっている現状もありますが、複数指名を行い校内の役割分担を見直すとともに、校内での活動に反映できるより具体的で実践的な研修が必要です。

〔特別支援教育コーディネーターの構成〕

\*平成 20 年度調査

特別支援教育コーディネーターの 指名の状況	学級担任の教諭（主幹教諭含む）	18 人
	養護教諭（主幹教諭含む）	9 人
	特別支援学級担任の教諭	7 人
	専科の教諭（小学校）	1 人

### ③ 個別指導計画・個別の教育支援計画

- 個別指導計画は、支援を必要とする児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、指導内容や方法などを保護者との連携のもとに作成しています。通常の学級に在籍する教育的支援が必要な児童・生徒に対しては、個別指導計画が約半数作成されています。
- 教育委員会は、「児童・生徒把握のためのチェックリスト」や「特別な教育的ニーズのある児童・生徒への支援ガイド」を作成し、それらを活用して特別支援教育コーディネーター連絡会で研修を実施するなど学校をサポートしています。
- ◆ 支援が必要と思われる全ての児童・生徒について、保護者との連携のもとに個別指導計画の作成が求められています。また、必要に応じて幼稚園や保育園、福祉、医療機関との連携を図り、保護者との協力のもとに個別の教育支援計画の作成が求められています。

### ④ 学校における相談支援

- 発達障害を専門とする大学教授等を「専門家スタッフ」として、各学校に年間 6 回程度、派

遣し、校内研修などを通じ特別支援教育の普及啓発や校内体制の整備及び児童・生徒一人ひとりの指導に対する助言を行い、学校における特別支援教育の取り組みを推進しています。

- 教育支援センターの臨床心理士が、「学校派遣相談員」として週1回小・中学校に訪問して、授業観察を踏まえた児童・生徒、保護者への教育相談（カウンセリング）や教員への専門的助言を行っています。必要に応じ教育支援センターを紹介し、専門的・継続的な教育相談が実施でき、心理検査や通級指導学級など具体的な支援に結びついています。  
また、「学校派遣相談員」は、「専門家スタッフ」との連携により、学級担任に対する児童・生徒の指導上の継続的な支援を行っています。
- 東京都から派遣されているスクールカウンセラーは、週1回全ての中学校を訪問し、不登校やいじめ問題対策のほか特別支援教育にかかわる児童・生徒の実態把握などを通して、児童・生徒への教育相談や担任への助言を行っています。平成20年度から小学校1校にもスクールカウンセラーによる派遣相談が実施されています。
- 「学校派遣相談員」とスクールカウンセラーとの連携を図るため、年3回スクールカウンセラー連絡会を開催しています。
- ◆ 専門家スタッフと学校が相談・協議する時間が十分とれず、学校に対するきめ細かな指導・助言が行えない状況にあり、派遣回数が増加や学校の受け入れ態勢の工夫が求められます。
- ◆ 学級担任等が児童・生徒に対する一貫した指導が継続的に行えるように「専門家スタッフ」を中心に「学校派遣相談員」や「スクールカウンセラー」との一層の連携が求められています。

〔専門家スタッフの活動状況〕

\*平成19年度調査

専門家スタッフの派遣状況	106回
専門家スタッフを講師とした校内研修の開催	21回

〔教育支援センターの学校派遣相談の回数と支援内容〕

\*平成19年度調査

派遣相談の回数 支援内容	小学校 559回	中学校 224回
行動観察（集団・個別）	1,110回（25.1%）	77回（6.8%）
保護者面談等	306回（6.9%）	66回（5.8%）
児童・生徒面談等	808回（18.3%）	302回（26.6%）
学級担任面談	1,031回（23.3%）	268回（23.6%）
管理職等面談	849回（19.2%）	319回（28.1%）
その他（研修など）	322回（7.2%）	105回（9.2%）

### ⑤ 児童・生徒への個別の支援

- 対人関係に困難さがある児童・生徒に対して、コミュニケーション能力や情緒の安定を図ることを目的に、「サポートスタッフ」（心理系の大学院生等）が個別の支援を行います。
- また、集団行動面や学習面で困難さを抱えている児童・生徒に対して、安全確保を図り学習支援を行うため、「ティーチングアシスタント」（教員を志望する大学生等）が、個別の支援



や学級担任の補助を行います。

- このほか、必要により「学習指導員」によるティームティーチング（TT）の指導形態で、学習支援を行っています。
- ◆ 教育支援にかかわる人材の確保が難しくなっているほか、支援者に対しても発達障害等に関する理解を深め、適切な支援ができるよう人材育成を行う機会が望まれます。

〔個別の支援状況〕

\*平成19年度調査

サポートスタッフ	学生・院生の実数	17人	延派遣回数	286回
ティーチングアシスタント	学生等の実数	70人	延派遣回数	1,394回

⑥ 特別支援教室モデル事業

- 通常の学級に在籍する学習や生活上の困難を抱える児童に対し、個別指導を行うための「特別支援教室」を設置するために、平成20～21年度の2カ年間でモデル事業を実施しています。小学校3校（大野田小、千川小、井之頭小）をモデル校とし、本格実施に向けての成果や課題を整理します。
- 特別支援教室モデル事業の進捗状況の確認や情報交換、指導に関する研修等を行うため、「エリア・ネットワーク」のセンター校である小金井特別支援学校の協力を得て、「特別支援教室モデル校連絡会」を開催しています。
- ◆ 特別支援教室に関する児童・保護者への理解促進や指導内容の向上など、本格実施に向けたモデル事業の具体的な検証・評価が課題になっています。

(3) 特別支援学級における取組

① 特別支援学級の設置運営

- 本市では、下表のとおり6つの障害種別ごとに8校12学級を設置運営し、135人の児童生徒が学んでいます。
- 特別支援学級ごとの課題を解決し指導の充実を図るため、特別支援学級設置協議会・学級運営委員会を設置し、管理職・学級担任・市教委との情報交換や協議を行っています。
- ◆ 特別支援学級では、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門性の高い指導が求められ、児童・生徒理解や教材の工夫など教員相互に学び合う場の設定など研修の充実が必要となっています。

〔特別支援学級の児童生徒数〕 \*平成20年5月現在

固定学級	知的障害	小学校			中学校		
		大野田小・むらさき学級	3学級	18人	第四中・群咲学級	3学級	22人
		境南小・けやき学級	3学級	18人			
	肢体不自由	大野田小・いぶき学級	1学級	3人	第四中・いぶき学級	休級中	—
	病弱・院内	境南小・いとすぎ学級	1学級	1人	第六中・いとすぎ学級	1学級	1人
通級学級	難聴	桜野小・こだま学級	1学級	5人	第一中・エコールーム	1学級	5人
	言語障害	桜野小・こだま学級	1学級	17人			
	情緒障害	桜野小・こぶし学級	3学級	21人	第二中・こぶし学級	2学級	12人
		第四小・はなみずき学級	2学級	12人			

## ② 個別指導計画と個別の教育支援計画

- 特別支援学級に通学する全ての児童・生徒には、保護者の意向を踏まえ個に応じた指導の指針として個別指導計画を作成し、児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導に役立てています。
- 個別の教育支援計画は、特別支援学級において保護者の希望に応じて作成しています。
- ◆ 知的障害（固定）学級には、学習上や集団行動上及び情緒面での困難さなど、多様な個別の支援が求められ、一人ひとりの指導目標や内容・方法などの見直しが必要になっています。
- ◆ 情緒障害等通級指導学級（中学校）では、週1～8単位時間の指導時間では支援が十分実施できない生徒が通級しており、学級の在り方について検討が必要になっています。

## ③ 交流及び共同学習

- 特別支援学級では、学級で制作した作品の展示会を毎年開催し、学級相互や市民への理解を図っています。
- 知的障害学級等固定学級では、児童・生徒の実態や希望に応じて通常の学級との交流及び共同学習を積極的に取り組んでいます。
- 知的障害学級では、合同移動教室や遠足などの小学校間の合同行事を、また、小中学校の連携事業として、学習交流（英語活動等）や中学校訪問などの取組を展開しています。
- ◆ 通常の学級との交流は、特別支援学級からの一方的な交流になりやすいため、相互にとって意義ある交流になるような工夫が求められます。

〔知的障害学級における主な交流の実施状況〕

\*平成19年度調査

	むらさき学級	けやき学級	群咲学級
校内交流	給食交流・ペア活動 クラブ・委員会活動 運動会等行事交流 1年生を迎える会	給食交流・社会科見学 クラブ活動 運動会等行事交流 1年生を迎える会	昼食交流 委員会活動 運動会等行事交流 部活（水泳・手芸）交流
学校間交流	むらさき・けやき合同遠足 むらさき・けやき合同移動教室		/
	小・中学校交流事業（英語活動、餅つき大会、四中授業見学会） 特別支援学級合同作品展 学級運営委員会・担任会（3校合同）		
その他交流	多摩地区連合行事（合同運動会）		多摩地区連合行事（劇と音楽の会、マラソン大会）

## ④ 通常の学級への支援

- 特別支援学級担任の中には、特別支援教育コーディネーターを担当し、専門性を生かした指導上の助言など通常の学級担任を支援しています。
- 通級指導学級では、通級している児童・生徒の指導に役立つ教材や安心して過ごせる学習環境の工夫など、在籍校の学級担任に対し具体的な助言を行い、連携を深めています。

- ◆ 特別支援学級のもつ専門性を、継続的に通常の学級における指導に生かす仕組みづくりが必要とされています。

#### ⑤ スクールバスの運行

- 特別支援学級（固定）や、情緒障害等通級指導学級に通学する児童の登下校を支援するため、スクールバスを運行しています。
- ◆ 通級指導学級は、利用者の増加や年度途中からの利用によるバスの運行ルートの変更など対応が難しくなっており、今後の利用状況によって運行方法の見直しが必要になります。

### （４） 特別支援学校における取組

#### ① 副籍制度

- 特別支援学校に在籍している児童・生徒の多くが副籍制度を希望し、保護者の要望や市立小・中学校の実態を踏まえ、学校だよりの交換や行事参加など市立小・中学校との交流を進めています。
- ◆ 直接交流を進めるにあたり、市立小・中学校の施設のバリアフリー化が必要となっています。

〔都立特別支援学校に在籍する児童・生徒数と副籍制度申込者数〕＊平成20年度

種 別		知的障害	肢体不自由	ろう
人数	小学生	12人(8人)	3人(2人)	2人(2人)
	中学生	19人(9人)	4人(4人)	2人(2人)

( ) 内は副籍制度利用者数

#### ② 「エリア・ネットワーク」のセンター校による支援

- 本市の「エリア・ネットワーク」のセンター校として小金井特別支援学校が指定されています。特別支援学校のコーディネーターが本市の通常の学級や特別支援学級などを訪問し、教材の選定や指導方法に対する教員の目線に立った支援が行われています。

### （５） 管理職及び教員研修

#### ① 特別支援教育・教育相談研修会

- 発達障害の理解と基本的な対応や保護者連携など特別支援教育を推進するために、教育委員会主催の研修会を開催し、市立保育園からの参加も含め教職員の資質の向上に取り組んでいます。市立小・中学校の教員は、特別支援教育に関する研修については概ね1回以上履修しています。
- ◆ 「特別支援教育の推進について（文部科学省平成19年4月1日通知）」においても管理職のリーダーシップが求められています。今後は、管理職をはじめとして、階層や教職経験に応じた系統的な研修や、幼稚園を含めた関係機関職員向け研修の実施が求められています。

#### ② 特別支援教育コーディネーター連絡会

- 特別支援教育コーディネーターに対しては、年5回開催する特別支援教育コーディネーター

連絡会を通じ、校内委員会の進め方や個別指導計画の作成などに関する研修を行っています。

- ◆ 特別支援教育コーディネーター連絡会の研修を校内で実践できるよう、具体的なマニュアルなどに基づいた実践的な研修が必要とされています。

〔研修会の実施状況〕

\*平成19年度調査

特別支援教育・教育相談研修会	6回	延 157人
特別支援教育コーディネーター研修会	5回	延 90人

(6) 理解啓発の取組

① 児童・生徒への理解啓発

- 特別支援教育を進めるに当たっては、障害の有無にかかわらず人権を尊重し、共生社会の実現に向けて意欲をもって行動できるようにすることが大切です。そのため、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会 平成20年3月）などを活用しながら、学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育を推進しています。また、福祉教育の充実を図り、高齢者や障害のある人々への理解を深める教育を発達段階に応じて行っています
- 総合的な学習や各教科及び給食の時間等において、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級との交流や共同学習を行っています。
- 特別支援学校に在籍している児童・生徒の多くが副籍制度を希望し、保護者要望や学校の実態を踏まえ、学校だよりの交換や行事参加など市立小・中学校との交流を進めています。
- ◆ 特別支援学級を設置していない学校において、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や、障害のない幼児・児童・生徒が、高齢者や障害のある人々への正しい理解と認識を深める教育を計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的実施に向けた取組が課題になっています。
- ◆ 平成20・21年度の武蔵野市教育課題研究校として千川小と第四中が、特別支援教育を研究主題に設定して取り組んでいます。研究校での児童・生徒への理解啓発に関する研究の成果や課題の報告を教員研修に位置付けるなどして、各学校の教職員に周知し、その計画化・実践化をさらに充実していくことが課題となっています。

② 保護者・市民への理解啓発の取組

- 教育支援センターでは、教育相談の一環として、講演会や「教育支援センターだより」の発行を行い、保護者の不安や悩みに寄り添いながら発達障害に関する理解啓発を行っています。
- 教育委員会では、発達障害の理解や特別支援学級の運営などに関するリーフレットを作成し、学校を通じ保護者に配布しています。
- ◆ 教育委員会では、「教育支援センターだより」やリーフレットを発行し、保護者会などで活用を図ることを通じ、特別支援教育の理解を一層深めることが必要となっています。

### Ⅲ 今後の取組

#### \* 1 本市の理念

#### \* 2 本市の基本的な考え方

\*本市の理念及びに基本的な考え方については、これまでの策定委員会の中で、およそ次のような内容が協議にあがりました。今後、策定委員会では、理念及び基本的な考え方を設定していくこととなります。その際、パブリックコメントからの市民の皆様のご意見も反映していきたいと考えています。

- 一人ひとりのニーズに応え
- 共に生きる : ライフステージにあった支援、地域社会の中での支援、
- 共に育つ : 交流教育及び共同学習を通じた支援、確かな基礎学力と生活していく力を身につける支援
- 共に支え合う : 様々な支援者によるネットワークでの支援、児童・保護者など個々の声に耳を傾け学びあう支援
  
- 共生社会
- ノーマライゼーション社会
- 成長を支え合う
- 社会的自立
- 持てる力を伸長する
- 地域の一員
- ライフステージを見通した
- つながり
- 切れ目のない連携
- 多様性を認め合う学校づくり
- 障害のある子の学びの支援・・・・・・・・等

### 3 具体的な取組

〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その1―〕

- 一人一人の幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の更なる充実を図っていくために、現状から、
- ◆校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上 ◆専門家スタッフ等による学校支援の充実 ◆特別支援学級等の充実と通常の学級支援 ◆管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上等 に向けての施策の推進が求められています (☆)は重点事業

I 一人一人の幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実	1  校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上	<p>① 校内委員会の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校としては、個々のニーズに応じた支援を充実するために、校内委員会を中核として児童・生徒の状態を把握、支援の計画作成、全教職員の共通理解を図るための研修の推進、派遣人材や関係機関との連携を進めます。教育委員会は、各種マニュアルの作成に基づいた具体的な研修会を実施し、各学校の校内委員会を支援していきます。</li> </ul> <p>② 特別支援教育コーディネーターの資質向上(☆)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校のコーディネーターは、校内委員会の活性化、専門家スタッフ等や関係機関とのより緊密な連携推進等の役割を果たすとともに、定期的な研修等を通じて、資質の向上に努めます。教育委員会は、支援ヒント集など具体的な資料集を作成し、コーディネーター連絡会等において、実践的な研修を実施していきます。</li> </ul> <p>③ 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校としては、個々のニーズに応じた指導の充実に向けて、個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に努めていきます。教育委員会は、教育的支援が必要な全ての児童・生徒に対して、計画的な支援が行われるよう、チェックリスト等を活用した各種研修会等を充実し、個別指導計画等の作成・活用を促進していきます。また、特別支援学級から着手する個別の教育支援計画の作成に向けては、その作成過程で必要となる関係者連携による支援会議（医療、療育、福祉、相談機関等）の仕組みを検討していきます。</li> </ul>
	2  専門家スタッフ等による学校支援の充実	<p>① 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフによる相談・指導助言の充実(☆)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業観察などを通じた学級担任への指導上の工夫や校内の特別支援教育への相談・助言を行うとともに、校内研修会の充実や派遣相談員等との連携等を深め、学校全体の特別支援教育に関する質の向上を図っていきます。</li> </ul> <p>② 教育相談の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携による相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣相談員・スクールカウンセラーの各連絡会を通して相互の情報交換を図るなど、児童・生徒への一貫した心理面の相談を行うとともに、保護者面談など教育相談の充実を図っていきます。また、派遣相談員等が学校における外部機関との相談調整を果たせるよう研修の充実を行っていきます。</li> </ul> <p>③ 福祉分野との連携を図るスクールソーシャルワーカーの導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカー制度の導入・活用を検討し、不登校対策も視野に入れた新たな体制の整備を図ります。</li> </ul> <p>④ 個別支援を中心にしたサポートスタッフ・ティーチングアシスタント派遣の充実と人材支援対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面や行動面における個別の支援や入学当初の学級支援を視野に入れた支援を充実するために、学生や地域の人材の派遣の充実とその確保と質の向上を図っていきます。</li> </ul>

3

特別支援学級等の充実と通常の学級支援

① 情緒障害等指導学級(通級)における指導・支援の充実(☆)

・情緒障害等指導学級は、学級運営委員会を活用し、発達障害等児童・生徒の個別の教育的ニーズの改善に向けた指導内容・指導方法などを検討し、在籍校と連携を図り組織的な指導を目指します。特別支援教育の地域拠点として位置づけ、指導上のノウハウを生かした通常の学級への巡回指導を検討します。

② 知的障害学級における指導・支援の充実

・様々な児童・生徒の教育的ニーズに一層応えるために、「知的・発達障害学級」の指導カリキュラムや学級経営の在り方を研究します。また、その指導法を生かして通常の学級への支援に反映できるようにします。

③ 特別支援学級運営委員会についての指導の視点を取り入れた在り方の検討

・各学級における指導や教材の工夫・開発等について、相互に報告・研修し合う場と時間の設定を工夫します。研修については、特別支援教室の指導員の参加も検討していきます。

④ 特別支援教室における指導・支援の充実(☆)

・モデル事業3校へのエリアサポート校による定期的な指導支援、モデル校3校における定期的な連絡会における支援情報の交換や講師による具体的な相談や助言の実施などにより、各教室の指導・支援の充実を図っていきます。また、年度ごとに成果や課題を報告するなど、市内各校の特別支援教育推進に資料提供をしていきます。

4

管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上

① 市独自の研修会の充実(☆)

・教育委員会は、長期休業中等に、教職経験や職層に応じた特別支援教育に関する(初任者、経験教員、コーディネーター、管理職)研修の会を設定します。また、学校を支援する人材の質の向上及び活用に向けた研修会の充実を図っていきます。

② 学校のニーズに対応した校内研修会の実施

・教育委員会は、各学校の校内委員会の役割の充実、計画的な運営・実施のマニュアルの作成(支援ヒント集)やコーディネーター連絡会における実践的研修の工夫を図ります。

③ 特別支援学級担任の専門性の向上

・教育委員会は、特別支援学級相互の授業・指導研修会等を企画し、各学級における指導や教材の工夫・開発等について、報告・研修し合う場を設定します。

【特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ーその2ー】

■ 理解促進への取組の充実を図っていくために、現状から

◆特別支援教育に関する理解啓発促進のための取組 ◆教育支援センターの支援機能の充実等 に向けての施策の推進が求められています。

(☆)は重点事業

Ⅱ 理解促進への取組の充実

1

特別支援教育  
に関する理解啓  
発促進のための  
取組の充実

- ① 教育支援センターによる教育相談・情報発信の充実
  - ・障害特性及び支援を要する児童・生徒の指導内容や方法について、保護者や地域の人々に対する理解啓発を進めるため、教育支援センターによる教育相談・情報発信の充実を図ります。
- ② 母子保健事業を通じた保護者理解の促進
  - ・保護者が障害や発達に遅れのある子どもの特性と発達をより理解し、適切な支援を利用できるよう、母子保健との連携を推進します。
- ③ 障害者福祉との連携を通じた心のバリアフリーの推進
  - ・障害に関する理解と知識を広めるために、小・中学校の通常学級における福祉体験学習を充実し人権教育を推進していきます。
- ④ 特別支援学級における交流及び共同学習の促進
  - ・校内及び他校との児童・生徒の交流及び共同学習を実践していきます。
- ⑤ 副籍事業の充実
  - ・副籍事業の趣旨が周知されるように、様々な機会を通して理解・啓発を図ります。
- ⑥ 特別支援教育を課題とした教育課題研究開発校による実践情報の発信(☆)
  - ・特別支援教育に対する実践内容の成果を全校に普及するために、ホームページや学校だより、研究だより・授業公開等で市内の学校や地域に周知・理解を求めます。

2

教育支援センタ  
ーの支援機能  
の充実

- ① 教育支援センター機能の見直し(☆)
  - ・教育支援センターが、特別支援教育に関する各関係機関を総合的・調整的につなぐ中核にするために、就学相談や帰国外国人教育相談室などを含め組織や機能の強化・見直しを行います。
- ② 派遣相談支援の充実
  - ・保護者や児童・生徒からの相談や幼児期から学齢期に円滑な連携を図るため、派遣相談員がスクールカウンセラーや専門家スタッフと連携するなど、校内における活用のあり方を考えていきます。
- ③ 幼稚園への巡回相談の実施
  - ・幼稚園における個のニーズに応じた支援が進むように、幼稚園からの要請に応じて巡回相談を行います。



〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その3―〕

- 新たな連携体制の整備を図っていくために、現状から、  
 ◆教育・医療・福祉による幼児・児童・生徒・保護者支援事業の推進 ◆教育機関と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援事業の推進 ◆大学等との連携による研究・支援の充実 ◆都立特別支援学校との連携によるエリアサポート事業の充実等 に向けての施策の推進が求められています。 (☆)は重点事業

Ⅲ 新たな連携体制の整備

1  
 教育・医療・福祉  
 による幼児・児童・  
 生徒・保護者支援  
 事業の推進

- ① 子育てや福祉部門など関係機関との連携の充実(☆)
  - ・教育委員会及び子育てや福祉部門等特別支援教育に関する関係機関の連携を図るため、連絡会等の組織化を進めます。
- ② 学校医(精神科医)の学校訪問等による医療相談の充実
  - ・学校医(精神科医)と連携を図り、学校にて医療ケアの必要な児童・生徒への対応を検討します。
- ③ 教育支援会議(仮称)の設置と個別の教育支援計画作成の支援(再掲)

2  
 教育機関と母子  
 保健・子育て・療  
 育の積極的連携  
 による就学支援  
 事業の推進

- ① 特別な支援が必要と思われる乳幼児に対する早期支援の実施
  - ・健康課では、3歳児健診等の実施にあたり「発達障害の早期発見、早期支援」をより充実させた健診内容、方法等について検討します。
- ② 就学前機関と小学校との連携の充実
  - ・幼児指導要録、保育所児童保育要録等を通じて、就学前機関からの支援の内容、成果等を小学校で有効に活用します。また、就学支援シートの作成試行を行います。

3  
 大学等との連携  
 による研究・支援  
 の充実

- ① 特別支援教育に関する共同・実践研究(☆)
  - ・様々な児童生徒の教育的ニーズに一層応えるために、「知的・発達障害学級」の教育課程や学級経営のあり方を大学と協議をして共同で研究します。
- ② 支援人材等の学校派遣の充実
  - ・ティーチングアシスタント、サポートスタッフなどの人材を安定的に確保するため、近隣大学と連携を図るとともに、支援人材の研修などを実施します。

4  
 都立特別支援学  
 校との連携によ  
 るエリアサポー  
 ト事業の充実

- ① 特別支援学校のセンター的機能の活用
  - ・特別支援学校と連携し、特別支援教室・通常の学級への特別支援教育に関する支援・指導法の助言、支援を受ける体制を図ります。

〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その4―〕

- 特別支援教育推進のための基盤整備の充実のために、現状から、  
 ◆多様な教育的ニーズに応え特別支援教育を推進する基盤となる特別支援学級の新たな整備 ◆特別支援教育推進計画に関する進捗状況の評価・検証等 に向けての施策が求められています。  
 (☆)は重点事業

